

建設業者 各位

建設部長

台風第 19 号災害に伴う工事の監理技術者等の取扱いについて（通知）

工事途中での監理技術者等の交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合に認めており、また、監理技術者等の恒常的な雇用関係については、開札日以前 3 ヶ月以上の雇用関係にあることを必要としているところですが、今般の台風第 19 号の災害を踏まえ、今後下記のとおり取扱うこととしますので、適切な事務の執行に御配意願います。

記

1 監理技術者等の途中交代について

台風第 19 号により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合として扱い、長野県が発注する全ての工事を対象に、途中交代を認めることとする。

ただし、既に契約を締結している工事が総合評価落札方式による入札で技術者の評価項目が減点となる場合は、総合評価落札方式実施要領別添 2 「価格以外の評価内容の確保」を適用する。

2 監理技術者等の恒常的な雇用関係について

台風第 19 号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要やその他やむを得ない事情がある場合については、3 ヶ月未満の雇用であっても差し支えないこととする。

この取扱いは、長野県が発注する災害復旧工事及び災害復旧工事と同時期に発注する工事を対象とする。

なお、直接的な雇用関係の取扱いについては、これまでと同様とする。

建設部建設政策課技術管理室
青木 謙通（室長）
玉川 博之（基準指導班） 吉川 英昭（入札・契約班）
電話 026-235-7313
FAX 026-235-7482
E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

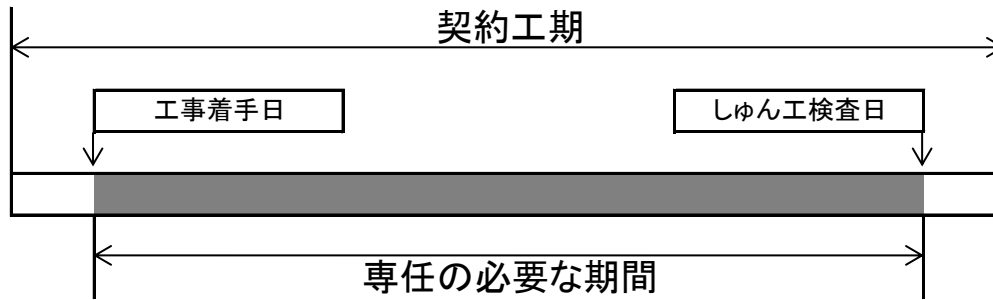
(参考)令和元年台風19号に伴う監理技術者等の取扱い(例)

請負額 35,000千円以上(建築一式は70,000千円以上)の場合は専任の主任技術者を配置

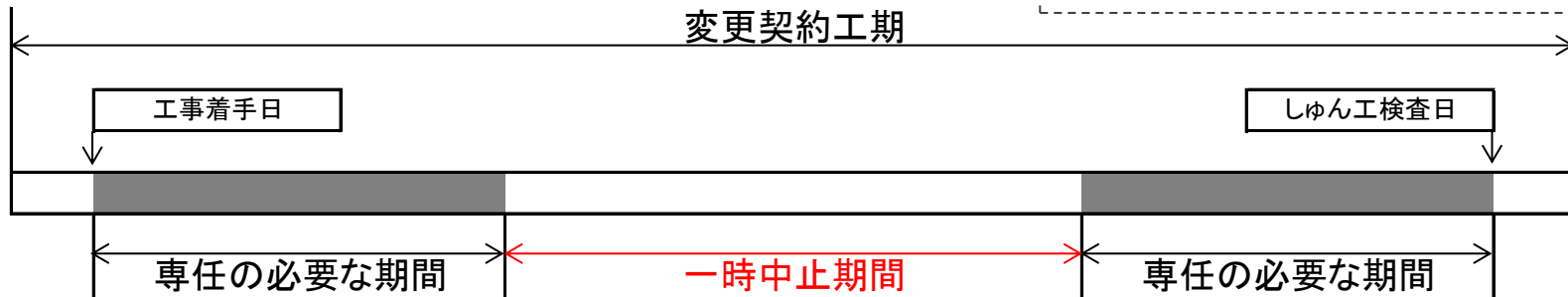
下請総額が40,000千円以上(建築一式は60,000千円以上)の場合は、主任技術者に替えて監理技術者を配置

監理技術者等の途中交代が可能
交代する監理技術者は3か月以上の雇用が無くても可
ただし、技術者の評価項目が減点となる場合は、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用

既発注工事
総合評価
監理技術者A氏



既発注工事
(一時中止)
総合評価
監理技術者A氏



災害復旧工事の工期が既発注工事の一時中止期間内に収まる場合は、災害復旧工事の監理技術者等にA氏を充てることは可能

災害復旧工事
受注希望
監理技術者A氏
→軌道に乗ったところで監理技術者B氏に交代

監理技術者の途中交代が可能
監理技術者B氏は3か月以上の雇用が無くても可

